

埼玉県知事
大野 元裕 殿

2023年9月21日

日本労働組合総連合会
埼玉県連合会
会長 近藤 嘉



要 請 書

平素より、連合埼玉の運動に対しまして、格段のご理解・ご協力を賜り、衷心より感謝・御礼を申し上げます。

さて、埼玉県を取り巻く情勢は、2023年5月に約3年半にわたり多大な影響を及ぼし続けた新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が、5類へと移行されました。しかし、県内の8月28日～9月3日の間における感染症患者は6,689人となっており、それ以降も変異を続けながら増加傾向にあることから、県民の不安払拭には至っておりません。このような中であっても、企業や県民一人ひとりには様々な状況を抱えながらも、コロナ禍の先へと一歩ずつ歩みをすすめています。

また、地球温暖化によって引き起こされる気候変動による極端な猛暑や経験したことのない集中豪雨などの異常気象とそれに伴う災害により、私たちの生活や健康面にも大きな影響を与えています。県内では、2023年6月2日から3日にかけて本州付近に停滞した前線と台風第2号の影響により、住居や道路などに甚大な被害をもたらしました。特に、県南部から東部にかけて被害が大きく、人的被害が5件、住家被害(床上・床下浸水)が4,000件を超えるなど多方面にわたり被害を与え、早急な対策が求められています。

さらに、現下の物価高による中小・零細企業ならびに県民の負担感の高止まりしたままとなっており、経済・社会を中長期的に持続可能なものへと導くためにも、恒久的で実効性のある対策を講じていくことが求められています。

そのような中、大野県知事におかれましては、引き続きの新型コロナウイルス感染症対策や災害の激甚化への対応、原材料・エネルギー高などの物価高にともなう対応など、昼夜を分かたず、ご尽力いただいていることに、心より敬意を表します。引き続き、日本一の暮らしやすい埼玉の実現に向けて、県民の命と暮らしを守るための対応をお願いいたします。

私たちは「働くことを軸とする安心社会—まもる・つなぐ・創り出す—」の実現に向けて、働く者・生活者の立場に立った政策実現を軸に広範にわたり研究・検討を重ね、県政に対する政策・制度要請を以下のとおりとりまとめました。

本要請は、雇用の安定と公正労働条件の確保およびすべての世代が安心して働き続けられる社会へと転換をはかり、ジェンダー平等をはじめとする多様性の実現などをつうじた、誰一人取り残されることのない社会の実現ならびに社会の様々な課題・不安の解消に向けた要請内容となっています。

つきましては、大野県知事の強いリーダーシップのもと、関係個所と十分な連携をはかり、迅速な対応をはかっていただくとともに、本要請が勤労県民の総意として受けとめていただき、2024年度の予算編成に反映していただきますよう要請いたします。

以 上

2023年度

埼玉県への政策・制度要請

9分野 30項目

I. 総合経済・産業政策

1. 「公契約条例」もしくは「公契約に係る労働環境の確認に関する要綱」制定について
すべての産業を対象に、公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、「公契約条例」もしくは「公契約に係る労働環境の確認に関する要綱」を制定すること。

「公契約条例」もしくは「公契約に係る労働環境の確認に関する要綱」については、「賃金条項」を盛り込み制定すること。

また、「賃金条項」については、①契約対象の範囲 ②対象労働者等の範囲 ③受注者などが労働者などに支払う賃金の下限額 ④労働組合等の労働者が参加する審議会の設置 ⑤受注者の責務 ⑥履行確保の方法 ⑦制裁などに関する規定などを設けること。

<要請の根拠>

埼玉県内では、すでに公契約条例を制定した草加市・越谷市があり、その必要性や重要性については理解が進んでいる。また、上尾市や富士見市では、公契約に係る適正な履行の確保および労働環境の整備に配慮した調達の推進をはかるために「公契約に係る労働環境の確認に関する要綱」として定めており、公契約の際に必要な手続きを定め公契約の適正化を促している。

特に、賃金条項においては、草加市・越谷市で公契約条例に盛り込まれており、上尾市や富士見市では、労働環境の確認に関する要綱の中で、支払賃金の確認をおこなう要綱となっている。

また、現状の原材料高、エネルギー高などによる物価上昇の中で、公契約事業に携わる労働者の賃金においても、賃金を引き上げる必要がある。

したがって、埼玉県および各市町村においては、公契約をおこなう発注者という立場から、税金の公正な支出と公共サービスの質を確保し、公契約事業に携わる労働者の労働条件ならびに賃金水準も確保するためにも、「賃金条項」を盛り込んだ「公契約条例」もしくは「公契約に係る労働環境の確認に関する要綱」が必要である。

【参考情報】

公契約とは、国や地方自治体が民間企業やNPOなどと結ぶ契約のことをいう。契約金額の大きい公共工事が代表的であるが、物品の購入、病院の医療事務、施設のビルメンテナンス、公共施設の管理、警備、給食、運送、清掃業務（ごみの収集等）、施設管理、スポーツ施設の運営など広範にわたっている。（指定管理者制度も含む）

2. ローカル5Gの導入の検討、地元企業への導入促進について

自治体や企業が主体となって、特定エリアで自営の5Gネットワークを構築し、地域課題解決など多様なニーズに対応することが期待されている「ローカル5G」について、総務省の「地域課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」や「地域デジタル基盤活用推進事業」などを活用し、その導入と行政サービスへの活用を検討するとともに、地元企業に対しても導入の促進をはかること。

<要請の根拠>

ローカル5Gは、携帯電話事業者による全国向け5Gサービスとは別に、地域の企業や自治体などのさまざまな主体が自らの建物や敷地内でスポット的に柔軟にネットワークを構築し利用可能とする新しい仕組みです。通信事業者によるエリア展開がすぐに進まない地域でも、独自に5Gシステムを構築・利用することが可能になります。また、通信事業者のサービスと比較して、他の場所の通信障害や災害、ネットワークの輻輳などの影響を受けにくいとされている。

自治体では、河川等の監視など災害対応、遠隔診療、公共施設の運営、そしてテレワーク環境の整備など、地域の課題解決を始め、多様なニーズに用いられることが期待されている。また企業においても、スマートファクトリーの構築や建機の遠隔制御などへの活用が想定されており、地元企業における導入検討に向けて、自治体としても啓発活動・勉強会などを実施していくことが重要である。

総務省では、2020年度以降、ローカル5Gなどを活用した地域課題解決モデルを構築するための地域課題解決の取り組みを支援する「地域デジタル基盤活用推進事業」を開始する。これらを活用しつつ、地域の企業や自治体などさまざまな主体によってローカル5Gが導入され、地域の活性化に繋がることが期待される。

【参考情報】

地域デジタル基盤活用推進事業

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/digital_kiban/index.html

3. 地域を支える産業の成長、人材の確保・育成のため、産・官・学・労などが連携して取り組む枠組みの創設について 【新規】

DX、カーボンニュートラル、経済安全保障などの社会環境の変化に対応するために、産業の成長力を高め、競争力を強化していくとともに、産業構造の転換に際しては「公正な移行（※）」を果たしていく必要がある。

その上で、地域を支える産業の人材の確保・育成のために、学校教育での取り組み、ハローワークなどの人材確保の雇用支援、産業の成長、産業構造の転換にともなう企業内外での学び直しなどについて、産・官・学・労などが連携して取り組む枠組みを創設すること。

※「公正な移行」

パリ協定にも取り入れられた概念で、温暖化対策などにより生じる地域経済や雇用への負の影響を予め予測し、その対策を講じることで、労働条件の悪化や失業など雇用への影響を最小限にとどめるための政策パッケージ

<要請の根拠>

経済安全保障推進法にて指定された特定重要物資に関係する産業ごとに「安定供給確保を図るための取組方針」が策定されている。

そこでは、課題の一つとして、技術者・熟練技能人材の不足や人材育成などが挙げられており、人材確保・育成の観点から、産学官連携のもと、「東北半導体・エレクトロニクスデザイン研究会」「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」「九州半導体人材育成等コンソーシアム」が設立されている。

例えば、産業に必要な人材を明確化した上で、工業高校や高等専門学校などでの教育

カリキュラム導入や支援機関における教育プログラムを導入しようというものである。

長崎県における「ながさき半導体ネットワーク」のように、都道府県でも、独自にコンソーシアムを設立し、産業振興と人材の確保・育成に取り組む動きがある。

一方、埼玉県では、人口減少・少子高齢化の中で、産業を支える技術習得に必要な工業高校を統合する（浦和工業高校と大宮工業高校）動きや、埼玉県には国立の高等専門学校が無いなど、埼玉県で技術を習得する機会が減少している実態もある。

また、育成した人材を埼玉県内の企業に活用していくために、埼玉県内の企業においても、新たな技術へのチャレンジや新たな産業への取り組みの支援など、地域の魅力づくりと合わせて、産業振興にも取り組む必要がある。そして、これからのDX、GXが進む中で、既存の企業が新たな事業へチャレンジするための支援も必要である。

埼玉県においても、このような課題を産・官・学・労などが一体となったネットワークを通して、県内産業の人材の育成・確保を強力に推進し、さらなる産業振興につなげていく必要がある。

II. 雇用・労働政策

1. 介護従事者の処遇改善と人材確保に向けた取り組みについて【新規】

- (1) 人手不足が著しい介護従事者の処遇改善と人材確保を進めるために、介護報酬の引き上げを国に対し要請をおこなうこと。
- (2) 介護に従事する人材確保に向け、行政・事業者・関係団体などと介護業界の魅力を発信するとともに、介護職の公共職業訓練の拡充や潜在労働力の掘り起こしをおこなうこと。
- (3) 介護に専念できる環境整備に向け、ICT化の推進や事務作業の簡素化などを推進すること。

<要請の根拠>

介護業界では長引く新型コロナウイルス感染症による利用控えで事業収入が減少している事業者が多く、物価上昇により備品や消耗品、光熱費などの経費が増加しているが、介護報酬によって支払われる価格が決められているため、事業者の判断で価格転嫁できない状況にあり、苦境に追い込まれている事業者が全国的に広がっている。

一方で介護従事者の賃金は、全産業平均賃金と比して年収約970,000円の格差（2021年度日本介護クラフトユニオン（NCCU）の組合調査結果より）があり、ますます賃金格差が拡大する懸念がある。その結果、介護業界への入職者の減少と介護従事者の離職につながり、介護保険制度の基盤が働く者の側から崩壊する恐れがある。したがって、物価上昇率を超える介護報酬の改定をおこなうなど、介護従事者の処遇改善策の拡充を早急におこなう必要がある。

介護に携わる人材確保に向け、義務教育課程における体験実習・施設見学の推進や学校の進路相談関係者に対するPR、マスメディアをつうじた魅力の発信など、さまざまな角度からアプローチを展開していく必要がある。

また、介護現場に求められている事務作業が増加している実態があり、法令上、提出が必要な書類の見直しやICTを活用した事務作業の軽減（書類削減）をおこない、介護

従事者の業務を軽減する必要がある。

2. 中小企業退職金共済制度への補助制度導入について

中小企業で働く労働者の将来の安心につながる中小企業退職金共済制度に対して、中小企業の加入を促進するための補助制度を導入するなど、加入促進に向けた支援をおこなうこと。

<要請の根拠>

適格年金が廃止され、厚生年金基金の解散が進んでいる中で、企業年金に加入する中小企業の割合は低下している。

中小企業においてこそ、退職金の外部保全としての企業年金制度の意義は大きいものの確定給付企業年金、企業型確定拠出年金を中小企業が設立・運営することは、コストや手続き、投資教育などの負担が大きく難しい。

したがって、中小企業にとっては、中小企業退職金共済が最も有力な選択肢となる。このことをふまえ、中小企業退職金共済制度に対し、より多くの自治体において補助制度を導入することが必要である。また、埼玉県においては、16市3町で補助制度による支援があるが、東京都や群馬県では県単位での補助制度を定めており、地域での偏りのない支援もおこなっている。

埼玉県においても、より多くの中小企業で働く労働者の将来の安心に向けて、県や未だに補助制度のない市町村でも支援をする必要がある。

<埼玉県内で助成制度のある19市町>

川越市、熊谷市、秩父市、所沢市、加須市、春日部市、狭山市、本庄市、深谷市、蕨市、戸田市、志木市、八潮市、富士見市、三郷市、ふじみ野市、越生町、ときがわ町、横瀬町

<助成制度のある関東の行政>

https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/link/link02_02.html

3. 現役世代のがん患者・がん経験者に対する支援について

現役世代のがん患者・がん経験者が治療と仕事や生活が両立できるよう、以下の施策をおこなうこと。

(1) 治療と仕事の両立支援に向け、介護保険サービスや小児がん患者の医療費助成制度を利用できない18歳から39歳以下のがん患者に、ヘルパー派遣など生活に必要な支援をおこなうこと。また、国に対しての支援制度創設に向けた要請を継続しておこなうこと。

(2) 治療と就業の両立に配慮し、新たにがん患者を雇用する事業所に対し、がん患者就業支援奨励金制度を創設するなど、がん患者の就業支援に取り組むこと。

<要請の根拠>

国立がん研究センターの推計で、日本人が生涯でがんと診断される確率は2人に1人とされている。さらに、定年延長などにより現在ではがん患者の3人に1人は就労年齢でがんにかかる状況にある。また、がん治療の発達により通院での治療をする患者が増えており、今後は経済的な問題や生きる意欲を持ち続けるため仕事と治療の両立を支援する

ことが必要である。

特に、治療中のがん患者の18歳から39歳については、子育て世代にもかかわらず、介護保険や障害者自立支援法の対象にならず、症状が重くなっても生活に対する公的支援制度がない状況であることから、18歳から39歳のがん患者に対する支援が必要である。

また、治療のために離職してしまった労働者が再度就業しやすい環境整備も必要であり、東京都のようながん患者を新規に雇用した事業者に奨励金を支給するなどの支援により再就職に向けた対策が必要である。

Ⅲ. 交通政策

1. 自転車用ヘルメットの購入補助制度の創設【新規】

2023年4月に施行された改正道路交通法により、全年齢で自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となった。ヘルメット着用は、自転車乗車時の死亡事故や負傷事故に対し、大きな予防効果を発揮するものであり、より多くの自転車利用者にヘルメット着用を波及させるためにも、ヘルメット購入のための補助制度を創設すること。

<要請の根拠>

埼玉県内の令和4年度の自転車事故死者は16名となっており、内11名（68.8%）が頭部の負傷によるものとなっている。また、自転車が関係する事故の負傷事故件数については、5月末時点で1,903件となっており、前年同時期の1,783件から120件増加している。

さらには、警視庁分析（全国）によると平成30年から令和4年の自転車乗用中のヘルメット非着用の致死率は着用時に比べ、2.1倍となっている。

自転車事故による死者・死傷者を減少・撲滅させるためにも重要な施策である。

Ⅳ. 福祉・社会保障政策

1. 医師の地域偏在の解消

医師不足の地域における総合診療医を増やすため、当該地域の医療に従事する医療人の育成・支援に向けて、以下の施策をおこなうこと。

- (1) 総合診療医をめざす若手医師に対して、無償の教育訓練をおこなうこと。
- (2) 医師の地域勤務にともなう負担を和らげるため、県による調整の上、複数の医師がローテーションで都市部と地方の巡回勤務がおこなえる体制を構築すること。

<要請の根拠>

少子高齢化がもたらす医療ニーズの変化もあり、従来型の臓器別ではなく、一人の患者を包括的かつ継続的に診ることのできる総合診療医の存在が強く求められている。

医師不足の地域では、子どもから高齢者まで、あらゆる患者を1人で診られる総合診療医が必要となる。地域における総合診療医を増やしていくために、県は地域医療の拠点となる病院などと連携し、医学生、指導医、専門医の協力のもと、総合診療医として勤務するための専門研修を定期的実施していかなくてはならない。

具体例として、2022年11月、群馬大学と埼玉医科大学は、「埼玉・群馬の未来の健康と医療を支える未来医療人の育成」事業に関する協定を締結した。この事業は地域医療

を基軸とする医療人材の育成に努め、埼玉県と群馬県の県境地域を中心とする両県における医師不足の解消をはかることを目的としており、文部科学省の「ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業」の選定を受けている。

また、医師の地域勤務は負担もともなうため、複数の医師が交替勤務制をおこない、安定した地域医療の提供をはかることができる体制が求められる。

2. 順天堂大学付属病院の開設に向けた取り組みについて

2021年3月までに開業予定されていた浦和美園付近の順天堂大学付属病院が未だに開設されていない。2022年4月の県医療審議会で承認された2027年11月の確実な開設に向けて、県は指導・支援をおこなうこと。

＜要請の根拠＞

埼玉県は県民あたりの病院数が全都道府県で最低であり、医療従事者の負担が増加している。病院数の割に深刻な問題が他都道府県より低率で推移しているのは、ハード面での不足を現場が無理をして補っているからであり、充足しているとは言えない状況にある。

計画が遅れている理由として、①交通アクセス改善による渋滞緩和の必要性 ②新型コロナウイルスによる経営環境の悪化 ③新たな病院機能の検討などが挙げられているが、浦和美園地区の人口が増加していることや生活者からの要望も強いことなどから、これ以上の計画変更は許されない。

3. 精神障害者2級の医療費の無償化について

精神障害者の医療費負担を軽減し、生活を救済するために、精神障害者2級の医療費を無償化すること。

＜要請の根拠＞

2020年7月、埼玉県精神障害者家族連絡会は「精神障害者保健福祉手帳2級」の患者を県と市町村が運営する「重度心身障害者医療費助成制度」の対象にし、医療機関での窓口負担をなくすよう求める8千人余りの署名を県に提出した。

これは3障がい(知的障がい・身体障がい・精神障がい)がある中で、2級以下の医療費が健常者と同じ3割負担なのは精神障がい者だけであり、他の障がい者の扱いに近づけることを求めたものである。

精神障がいは見た目でもわかりにくく対応が遅れているが、他の障がい者より就労率が低く、同連絡会の調査では年収100万円未満が75%と低収入で、生活困窮者が多い。

また、ほとんどの精神障がい者は親と同居で「医療費負担は親の年金から」「親の亡き後が心配」などの声が上がっており、親子共倒れの危険性も高まっている。

4. ユニバーサルシート（介助用ベッド）の設置について

(1)「埼玉県福祉のまちづくり条例」の整備基準と利用者の実態をふまえ、幼児期から高齢者までオムツ替えなどの介護を目的に使用できる、ユニバーサルシートの設置をすすめること。

(2)利用者がユニバーサルシートの設置場所について、スマホなどで最新の地図情報を手軽に検索ができるようにすること。

<要請の根拠>

公共交通機関や駅、公共施設、商業施設など、さまざまな場所でバリアフリートイレを見かけるようになった。バリアフリートイレは、障害や身体的な特性、性別、年齢、国籍、文化などの違いにかかわらず、多くの人が同じように利用できるユニバーサルデザインの考え方にもとづいて造られているが、ユニバーサルシート（介助用ベッド）が設置されていない場合もある。

ベビーベットは普及しているものの対象年齢は2歳までであることから、子供の成長とともに利用できなくなる。ユニバーサルシートはベビーベットとは違い、大人も横になれるため、障害のある方や高齢者にも対応できる。加えて、車椅子から乗り降りしやすい高さに設置されているという利点もある。高齢化社会を迎え、ユニバーサルシートの設置を進めなければならない。

また、スマホの位置情報を利用して、最新の設置場所を検索できるようにするなどの、利便性の充実も必要である。

5. ペアレントメンターの積極的活用について

ペアレントメンターの養成数をさらに増やすとともに、ペアレントメンターが必要な保護者が利用できるよう周知をすること。

また、WEBを活用した「交流・相談事業」については、働く保護者も参加できる時間帯に開設し、多くの保護者が参加できるようにすること。

<要請の根拠>

第6期埼玉県障害者支援計画によれば、15歳未満の発達障がい者数の推計は6万人であり、国立障害者リハビリテーションセンターの「発達に気になるお子さんの養育に関するアンケート調査結果」では、『子どものことで相談できる人がいない』に「とてもそう思う」「そう思う」と回答した保護者は20.4%(推計から計算すると約12,000人)、『子どもに合った子育ての方法がわからない』と回答した保護者は51.5%(同約3万人)と、ペアレントメンターの必要性は明らかである。

このようなデータを鑑みると、令和4年度の「交流・相談事業」の参加者は前年度から増えたとはいえ、未だ必要な世帯に届いていないとは言えない。

また、オンライン講座は平日日中に開催されているが、働く保護者も参加しやすい制度とすることも不可欠である。

6. ケアラー・ヤングケアラー支援の取り組みについて

埼玉県ケアラー支援条例の基本理念である「すべてのケアラーが健康で文化的な生活を営むことのできる社会」の実現をめざし、県内のさまざまな関連機関、市民団体とともにケアラー支援の流れをつくり、以下の施策をおこなうこと。

(1) ケアラー・ヤングケアラー支援の周知

介護は家族がするものと思い込み疲弊しているケアラーに、さまざまな支援があることを周知するよう、特にケアラーと接触の多い病院、診療所、保健福祉関係の事業所などに協力を要請すること。また、働くケアラー（若者ケアラーを含む）に支援の周知をするよう、企業への広報にも取り組むこと。

<要請の根拠>

啓発活動は進んでいるものの、2022年度の県の回答は、取り組み姿勢の表明であり、具体的ではなかった。ケアラーと出会う可能性の高い関係機関の協力をどのように進め、何を実施し、どのような成果を上げるのかが重要である。

例えば、ヤングケアラーとの接点が強いの学校であり、働くケアラーの場合は職場となる。このような身近な生活圏にいる人々が、ケアラーの存在に気づき支援することが重要であり、実態把握には福祉サービスの視点のみならず、社会生活の視点も加えて取り組む必要がある。

【参考情報】

若者ケアラーとは…日本ケアラー連盟の定義であり、18歳～おおむね30歳代までのケアラーのことを指す。ケアラーに含まれますが、若い世代には、進学や就職、キャリア形成、仕事と介護の両立、人生設計など、若い世代固有の課題がある。

(2) 病院、診療所、保健福祉関係の事業所などの支援体制の構築

- ①ケアラーが被介護者と出向く病院、診療所、保健福祉関係の事業所など、ケアラーを発見する可能性が高い関連機関に対して、発見後のケアラー支援の流れを明文化、可視化することで、支援のイメージと実践について共通認識を持てるようにすること。また、研修や実践の取り組み状況を検証するためのツールや手法を開発すること。

<要請の根拠>

自分がケアラー・ヤングケアラーと気付いていない場合も多く、助けを求めず、事態が深刻化することがある。ケアラーを発見する可能性が高い関連機関は、発見後、速やかに支援を進めるため、健康で文化的に暮らす権利があること、支援を受けても良いことを理解させ、支援の流れ、支援ツールについても広くケアラーに知らせる必要がある。

関係機関の人々が、自ら助けを求めることの少ないケアラー・ヤングケアラーをどのようにして積極的に発見しようとするのか、精神的な支えになっているのか、ケアラー自身の負担は軽減されたのか、また、社会生活は送れているのか、などの取り組み状況を検証するための項目作りが必要である。

- ②ケアラーの支援体制整備のため、「ケアラー支援スタートブック（手引き）」を作成すること。

<要請の根拠>

県は、市町村におけるヤングケアラーの支援体制の整備のため「埼玉県ヤングケアラー支援スタートブック」（手引き）を発行した。切れ目のない支援に向けて、老々介護を含む「ケアラー支援スタートブック」（手引き）」の作成が必要である。

- ③市町村の総合相談支援体制の確立を目指し、実効性のあるケアラー支援体制を構築すること。また、市町村の取り組みの格差により、県民に大きな不公平が生じないように、実態調査をおこない市町村の取り組みの平準化をすること。

<要請の根拠>

ケアラー・ヤングケアラー支援は、身近な市町村が取り組みを進めることで効果を発揮する。実効性のある支援体制に向けて、市町村への積極的な働きかけと市町村の実態に即した支援をおこなうことが必要である。また、実態把握は効果的な総合相談支援の

前提でもある。

④県は、専門性を発揮してケアラー支援を進めるための調査研究、ツールの開発、人材育成、支援体制づくりなどを進めること。また、その情報を市町村に提供し、ケアラーを支援する拠点を明確にすること。

＜要請の根拠＞

実際のケアラー支援は市町村単位でおこなわれることになるが、自治体の温度差や力量の差があると考えられる。自治体によっては、「ヤングケアラー総合支援センター」「子ども・若者ケアラー相談支援センター」など、看板を掲げ始めたが、窓口がたくさんあり、分かりやすいとは言えない。支援拠点（機能の拠点）をはっきりさせることが、ケアラーの声を挙げやすくすることにもつながる。

V. 環境・資源政策

1. 「脱炭素先行地域」選定に向けた政策パッケージの整備と産業界との連携強化

環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」が活用促進されるよう、地方自治体内の多くの地域で「脱炭素先行地域」に選定されるよう取り組むこと。また、商業地域や工業団地などでも「脱炭素先行地域」選定が促進されるよう、産業界・業界団体との連携強化をはかること。

＜要請の根拠＞

「地球温暖化対策計画」では、これらの目標達成のため、「少なくとも100カ所の脱炭素先行地域において、2025年度までに脱炭素に向かう地域特性などに応じた先行的な取り組み実施の道筋をつけ、2030年度までに実行することで、農山漁村、離島、都市部の街区など多様な地域における地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素（地域課題の解決による住民の暮らしの質の向上）の実現の姿を示し、全国に広げるとされている。

2023年に第3回目の「脱炭素先行地域」選考結果が発表され、第1回目からの累計で62の自治体提案が選定された。しかしながら、埼玉県で選定されているのは、さいたま市のみであり、今後より多くの自治体で選定され、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」などの支援措置の活用促進をはかりつつ、自治体としても、必要な政策パッケージの整備をおこなっていくことが重要である。

また、地球温暖化対策計画では、産業部門の削減率の目標を従来の7%から38%へと大幅に引き上げており、住宅街や農山村などばかりでなく、商業地域、工業団地などについても「脱炭素先行地域」選定が促進されるよう、埼玉県は、各自治体が産業界・業界団体と連携強化できるよう働きかけていくことが重要である。

【参考情報】

＜地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）＞

<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>

＜脱炭素地域づくり支援サイト＞

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/preceding-region/#regions>

VI. 教育・子育て政策

1. 子育て応援推進について

- (1) 待機児童解消に向け、引き続き県および市町村が連携し、保育所や認定こども園の整備・拡充、企業内保育所の設置、幼稚園の延長保育などを進めること。
- (2) 保育所・幼稚園などの先生の処遇改善に取り組むこと。

<要請の根拠>

2023年4月1日現在の県内の保育所などの待機児童数は、対前年比51名増の347人で5年ぶりに増加に転じた。待機児童にカウントされていない、いわゆる「隠れ待機児童」は、6,648人いる現状から、待機児童および隠れ待機児童の人数はまだ多いと言わざるを得ない。利用者の多様化するニーズへの対応や隠れ待機児童となっている方のニーズへ対応することにより、すべての子どもが希望する保育所や認定こども園に入所できるよう取り組む必要がある。

保育士の処遇改善については、特に処遇水準の高い都市部への保育士の流出が問題となっている地域などにおいては、地方自治体においても処遇改善策が必要である。

2. 育児休業と産後パパ育休の取得推進について【新規】

- (1) 育児休業と産後パパ育休の申し出が円滑におこなわれるよう、事業主は以下①～④のいずれかの措置を講じなければいけないことを県内（市町村内）事業主に周知すること。

- ①育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施
- ②育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備（相談窓口設置）
- ③自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供
- ④自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

- (2) 本人または配偶者の妊娠・出産などを申し出た労働者に対して、事業主は育児休業制度などに関する以下①～④の事項の周知と休業の取得意向の確認を、個別におこなわなければならないことを県内（市町村内）事業主に周知すること。

- ①育児休業・産後パパ育休に関する制度
- ②育児休業・産後パパ育休の申し出先
- ③育児休業給付に関すること
- ④労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い

<要請の根拠>

令和4年度埼玉県就労実態調査報告書による、2021年4月1日から2022年3月31日までの1年間に出産した女性および配偶者が出産した男性の育児休業取得率は、女性93.1%に対し、男性は27%と極端に低いと言わざるを得ない。2022年4月1日に育児休業法が改正され、上記要請の内容どおり雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置が義務化されたことを事業主に周知し、男女ともに育児休業を取得しやすいように雇用環境を整備することが必要である。

3. 児童虐待防止対策推進について

児童相談所の児童福祉司および児童心理司の増員および弁護士、医師・保健師を配置し、児童虐待の予防的な取り組みや介入の徹底など児童相談所の機能を強化すること。

＜要請の根拠＞

児童相談所での児童虐待相談対応件数は、厚生労働省HP「児童虐待相談対応件数の動向」による2021年度1年間の速報値によると、全国で207,659件、埼玉県（さいたま市を除く）では14,370件、さいたま市は3,236件と高止まりの状況にある。児童相談所の数は埼玉県内に7ヶ所とさいたま市内に2ヶ所であるため、1つの児童相談所の年間の対応件数は単純計算で埼玉県では2,053件、さいたま市で1,618件もある。

2020年4月1日から施行された「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」により児童虐待防止対策の強化として、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化など、改正法の趣旨に沿って県市町村をはじめ、関係者・団体等に周知徹底し引き続き取り組む必要がある。

4. 学校教育現場でのジェンダー平等・多様性推進について

学校教育現場でジェンダー平等や多様性を認め合う視点に立って、性的指向・性自認（性同一性障害を含む）に関する偏見にもとづく言動の払拭や正しい理解の促進のため、児童生徒をはじめ教職員や保護者への研修や相談体制の整備を継続しておこなうこと。

＜要請の根拠＞

2023年6月23日に公布・施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」に基づき、ジェンダー平等や多様性を認め合う教育現場を実現するために、一人一人が個性と能力に応じて社会に参画する意識を理解することが不可欠であり、そのための継続的な研修が必要と考える。また、学校現場には世間よりいち早く文部科学省より「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」が平成27年度発出されているが、上記の法律とともに全教職員がこの内容を理解し、生徒の指導に当たることが望まれる。

Ⅶ. 人権・ジェンダー平等政策

1. パートナーシップ・ファミリーシップ登録制度について

パートナーシップ・ファミリーシップ登録制度など、制度が導入されている、または導入予定の市町村は、それぞれが持つ制度について相互に利用可能となるよう内容を検討すること。

＜要請の根拠＞

社会全体で、性的指向や性自認（性同一性障害含む）に関する認識が深まり、県内でも56の自治体（全63自治体）でパートナーシップ制度が導入されている。（2023年7月、レインボー埼玉の会調べより）

しかし、市町村ごとにパートナーシップ制度の内容が異なるため、市町村を越えて移動した場合や、他の市町村の施設を利用する場合などでスムーズに適用できない事があり、市町村の制度内容の連携が望まれる。

直近では、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、柏市、松戸市において、パートナーシップ宣誓制度を利用している方々の負担を軽減するため、2023年7月11日「パートナーシップ宣誓制度に係る都市間連携に関する協定」を締結し、転入・転出する場合の手続きを簡素化している。

VIII. 消費者政策

1. 20歳未満の飲酒防止に向けた取り組みについて

2023年度に予定されている「埼玉県依存症対策推進計画」の見直しにあたり、20歳未満の飲酒防止に向けた年齢確認の推進を盛り込むこと。

<要請の根拠>

埼玉県では、2022年度から2023年度の2年間を期間として「埼玉県依存症対策推進計画」が示され、「20歳未満の飲酒ゼロ」の目標に向けて取り組みが進められているが、令和2年には299人の少年が飲酒により補導されている。

そのような中、「未成年者飲酒禁止法」により20歳未満への酒類の販売・供与の禁止に加え、事業主側に年齢確認その他の必要措置義務が課されている。しかし、年齢確認にともなう顧客とのトラブルは少なくない。また、20歳未満が年齢を偽り、店側が酒類を提供した場合、店側も責任を問われる可能性がある。

したがって、令和5年度の「埼玉県依存症対策推進計画」の見直しには事業者団体も参加しており、事業主側の意見・要望が反映されると考えるが、20歳未満の飲酒防止に向けた年齢確認の推進が必要である。

IX. 防災政策

1. 災害時における避難所（防災拠点校の体育館）機能について

多発する集中豪雨などの自然災害に対応できる防災拠点校を増やし、優先順位をつけて、体育館の避難所機能の充実をはかること。

具体的には、エアコン機器の設置・増設および電源（非常用を含む）の確保、備蓄品の保管に取り組むこと。

<要請の根拠>

河川に囲まれた埼玉県においては、水害対策を優先して防災対策に取り組まなくてはならない。中でも災害時の避難所となる防災拠点校の整備は、構造や周囲の状況、立地場所などを鑑みて、優先順位をつけて取り組むことが必要である。

また、多くの防災拠点校は大地震を想定して整備したものであり、豪雨災害は想定されていなかった。整備されて25年余りが経過し、設備の老朽化が進んでいるなど、防災施設としての課題が存在している。

防災拠点校は、いざという時に県民が安心して避難できることが重要であり、地震だけではなく、豪雨などの自然災害においても、安全確保に役立つための整備が必要である。

2. 災害時、防災拠点における性的マイノリティに対する支援について

防災拠点において相談員となる職員を対象に、性的マイノリティ支援について記載し

た「埼玉県地域防災計画」「避難所の運営に関する指針」を共有するための研修会を継続的に開催すること。

＜要請の根拠＞

災害時にはさまざまな要素において生活が困難になることから、性的マイノリティの視点からの配慮も必要であり、誰もが安心して生活できる社会の構築をめざす必要がある。

「埼玉県地域防災計画」には、避難所におけるLGBTQなど性的少数者への支援についての記載があり、誰でも安心して相談できる環境整備をおこない、該当者への対応を徹底するための相談員（職員）への研修が必要である。

以 上